

新潟県

教育月報 8月号

第 912 号
令和 8 年 8 月 3 日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞

	対象校種
1：教職員の事故防止と服務規律の確保について	P 1 全種
2：高等学校における通級による指導	P 5 中高
3：教員×社会教育士 地域とつなげる力をつける	P 6 全種
4：テクノスクールが令和 9 年度にアップデートします	P 7 高校
5：「県議会こども教室」「体験！小・中学生議会」「県議会出前授業」のご案内	P 8 全種
6：外国につながるこどもへの支援に関して お困りごとはありませんか？	P 9 全種
7：留学生交流推進員事業の活用について	P 10 全種
8：インフォメーション	P 11-12 全種

教職員の事故防止と服務規律の確保について

高等学校教育課・義務教育課

はじめに

教職員は、常に高い倫理観や使命感をもち、児童生徒の人格形成を支援するという重大かつ崇高な責務を抱えています。

しかし、義務教育諸学校(公立特別支援学校を含み、新潟市立学校を除く。以下同じ。)における令和 7 年度の懲戒処分件数は 8 件で、そのうち免職に至る重大な事故が 3 件ありました。県立高等学校及び中等教育学校(以下「県立学校等」という。)においては、懲戒処分件数は 12 件で、そのうち免職に至る重大な事故が 4 件ありました。

各学校に対しては、事故防止と服務規律の確保に努め、全職員体制で非違行為の根絶に向けた取組をお願いしています。しかし、依然として教職員の不祥事は後を絶たず、学校教育に対する県民からの信頼が大きく揺らいでいる状況にあります。

本号では、昨年度の教職員事故と非違行為について報告します。各学校では、過去事例を基にした具体的でより実効性のある研修を継続し、非違行為根絶に向けた取組の徹底をお願いします。

教職員事故の発生状況について

表 1 教職員事故の件数 (各年度内報告件数)

		義務教育諸学校		県立高等学校等	
年 度		7 年度	6 年度	7 年度	6 年度
交通事故	被害事故	8	4	44	38
	加害事故	1	7	6	27
	飲酒運転	1	1	0	0
	速度超過	0	7	1	1
	物損事故	24	29	2	4
負傷事故(交通以外)		112	125	30	25
非違行為(交通以外)		7	3	11	6
病気等の死亡		3	6	3	2
その他		0	0	0	0
総計		156	182	97	103

※表 1、2、3 の教職員事故件数には、県立学校の事務職員等による事故件数も含まれる。

義務教育諸学校における教職員の事故総数は 156 件で、前年度より 26 件減少しました。県立高等学校等における教職員事故の総数は 97 件で、前年度より 6 件減少しました。

県民からの信頼を損なうことがないよう、教職員一人一人がこうした状況を自分のこととして受け止め、全教職員で事故防止、非違行為の根絶に向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

交通事故の防止

表 2 各年度の教職員の交通事故処分件数

年 度	義務教育諸学校		県立高等学校等	
	7 轍	6 轍	7 轍	6 轍
加害事故	0	0	0	1
飲酒運転	1	1	0	0
速度超過	0	4	1	1
その他	0	0	0	0
総 計	1	5	1	2

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表 1 の事故発生件数と表 2 の処分件数が一致しない場合がある。

1 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、教育への信頼を損なうだけでなく、その社会的責任が極めて大きい違法行為です。また、人命にかかわる重大事故に結び付く、極めて悪質かつ危険な行為であるという意識を改めてもつ必要があります。

県教育委員会は、飲酒運転を行った教職員に対しては、「酒酔い」「酒気帯び」の別や事故の有無にかかわらず、原則として「免職」、同乗した教職員や飲酒を勧めた教職員も「免職」又は「停職」という厳しい処分で臨んでいます。

昨年度は、義務教育諸学校で 1 件の処分事案がありました。

教職員一人一人が行為の重大性を厳しく認識するとともに、管理職を中心に自校から飲酒運転を絶対に出さないための実効性のある取組の推進をお願いします。

2 速度超過違反の防止

速度超過違反は、死亡事故や重大事故を引き起こす極めて危険な行為です。30km/h（高速道40km/h）以上の速度超過の運転は、危険度の高い悪質な違法行為として道路交通法で罰金などの刑事罰が科せられるとともに、行政処分として運転免許の停止処分等を受けることとなります。

県教育委員会では、このような速度超過違反を懲戒処分の対象としており、昨年度は県立高等学校等で 1 件の懲戒処分を行いました。私用のため、自家用車を運転して高速道路を158km/hで走行し、58km/hオーバ

ーで検挙された事案でした。

児童生徒の交通安全教育に携わる教職員は、自らが率先して交通法規を守り、交通事故防止に努めなければなりません。速度超過を防ぐには、時間にゆとりをもって運転することが肝要です。このことを日頃から心掛けて、速度超過違反ゼロを目指してください。

3 交通加害事故の防止

相手方に重傷(全治30日以上)を負わせ、懲戒処分となった加害事故は、義務教育諸学校、県立高等学校等ともに 0 件でした。

交通加害事故の多くは、一時不停止やわき見運転、前方不注意など、運転に集中していれば防ぐことができるケースがほとんどです。発生場所は交差点や比較的に見通しの良い場所となっています。楽観的な予測に基づく「だろう」運転ではなく、常に最悪を想定した「かもしれない」運転を心掛け、確実な一時停止と入念な左右確認を行い、事故を起こさない安全走行に努めることが大切です。

万一、加害事故を起こした場合は、被害者への救急措置に全力で当たり、警察への届出を行うなど、運転者や同乗者としての当然の義務を果たすとともに、被害者や家族への誠意ある初期対応が求められます。また、損害賠償等事故後の措置についても、丁寧かつ誠実な対応が求められます。

交通加害事故は、刑法により懲役、拘禁又は罰金刑を科せられる場合もあることを自覚し、十分な安全確認と慎重な運転を行い、事故防止に努めてもらいたいと思います。

非違行為（交通事故以外）の防止

昨年度、処分された非違行為の件数(交通事故を除く。)は表 3 のとおりです。以下、主な非違行為の事例等を紹介するとともに、その行為に係る問題の所在と今後の対策について考えてみます。

表 3 各年度の教職員の非違行為処分件数（交通事故以外）

年 度	義務教育諸学校		県立高等学校等	
	7轍	6轍	7轍	6轍
窃盗・横領	2	0	2	0
体罰・暴力行為	1	0	1	0
性非行・セクハラ	0	1	6	1
情報紛失・流出	0	0	1	0
管理監督責任	2	0	1	0
その他	2	2	0	3
総 計	7	3	11	4

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表 1 の事故発生件数と表 3 の処分件数が一致しない場合がある。

1 体罰・暴力的な言動の防止

令和 7 年度体罰・暴力的な言動実態調査結果を含め、令和 7 年度に体罰で懲戒処分を受けたものは 1 件でした。

令和 7 年度体罰実態調査結果では、全校種合わせて 176 件（前年度は 115 件）の報告があり、そのうち、体罰と判断されるものが 7 件、体罰には該当しないものの、不適切な指導と判断されたものが 36 件ありました。

体罰と判断されたのは義務教育諸学校で 3 件、県立高等学校等では 4 件でした。児童生徒、保護者、教職員からのアンケート調査によって、はじめて明らかになった事案でした。これらは今後、詳細な調査を進め、厳正に対処する予定です。

また、体罰に当たらないまでも、指導の過程で何らかの有形力が行使されたり、身体的な苦痛は伴わなかったものの不適切な指導と判断されたりしたものが、義務教育諸学校で 34 件、県立高等学校等で 2 件報告されています。

令和 7 年度暴力的な言動実態調査では、全校種合わせた報告件数が 319 件、そのうち、暴力的な言動と判断されるものが 16 件あり、内訳は、義務教育諸学校で 6 件、県立高等学校等で 10 件でした。

また、暴力的な言動には該当しないものの、不適切な言動と判断されたものは 67 件あり、義務教育諸学校で 39 件、県立高等学校等で 28 件ありました。

体罰と暴力的な言動の調査結果からは、経験年数の長い教諭による事案が多く報告されており、この傾向

は、令和 6 年度調査と同様です。

県教育委員会では、今後も、体罰・暴力的な言動に対して厳正に対処するとともに、体罰・暴力的な言動の根絶に向けた取組を一層強化して参ります。

令和 7 年度の体罰調査で報告された事例の一部を掲載します。各学校においては、本事案を基に、研修を行い、具体的で実効性のある防止策に取り組むようお願いいたします。

【事例 1】 教科書を取りに戻る指示に従わなかったため、児童を引っ張り椅子から引きずり下ろし、児童の膝を擦りむいた。

<問題の所在>

- (1) 指示に従わせたいと焦る気持ちから、児童の頑なな態度に思わず感情的になり有形力の行使を行った。
- (2) 強く引っ張るなど、普段の大人同士の関係ではやらない行為も指導であれば許されるという甘い認識をもっていた。

<今後の対策>

- (1) 管理職は、児童生徒に威圧的な態度や粗暴な言動が見られるなど、体罰の前兆が見受けられる教職員、精神的なゆとりやおおらかさを失っている教職員に対して、時機を失することなく声かけを行い、態度や言動に対して具体的な指導を行う。
- (2) 教職員は、児童生徒の人権を尊重した教育を推進する立場にあることを常に忘れずに適切な指導を心掛け、体罰は児童生徒の人権を著しく損ねることを自覚する。
- (3) 教職員は、どの行為が体罰に当たるかについて、平成 25 年 3 月 13 日付けで文部科学省から発出された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」等を参照し、殴る蹴るなどの行為の他に、長時間の正座や直立姿勢の保持、トイレを我慢させる等、間接的に肉体的な苦痛を伴う行為も体罰であることを正しく理解する。そして、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った認識をもたない。
- (4) 日頃から教職員全体で児童生徒の情報交換を行い、問題行動等に対して学校全体で当たる組織的な

生徒指導体制づくりに努める。

- (5) 行き過ぎた指導が行われていないかを、学年部や教科部の職員同士で、また、部活動顧問が活動場所単位で互いに点検できる体制を、管理職が整備する。

2 横領・不適切事務処理の防止

昨年度、横領・不適切事務処理は、義務教育諸学校と県立高等学校等合わせて 4 件発生しました。

【事例 2】遊興費や生活費のために、学校徴収金等から 2,000 万円以上を横領した。

＜問題の所在＞

- (1) 一般的な財務管理に関する規定では、校長を総括責任者として複数の目で管理することが定められていたにもかかわらず、学校事務職員が、ほぼ一人で自由に現金の出し入れができる状況があった。
- (2) 規定に定められていた学期末の会計整理や年度末の会計監査が実施されていなかった。あるいは一部のみの実施に留まっていた。

＜今後の対策＞

- (1) 出納用の印鑑は管理職のみが管理する。
- (2) 特定の一人に通帳の管理を任せきりにせず、管理職が通帳原本を直接確認する。
- (3) 年度末に限らず、学期毎等定期的に点検を行い、年度途中でも帳簿と通帳の残高を突き合わせる。
- (4) 書類だけでは済まらず、通帳など実物を確認する等、実効性のある起案の確認と監査を行う。「任せている」「今まで通りで問題がなかった」では不十分と自覚し、見て、確かめて、管理する。

＜事務職員の皆様へ＞

誰が見ても正しいと分かる処理は、透明性が高く信頼につながります。信頼は、任せきりにされることなく、チェックを受けても問題のない仕事を積み重ねることで築かれます。

3 性非行・ハラスメント等の防止

性非行は、教職員としての基本的な資質に欠ける重大な非違行為であり、被害者に深い心の傷を残します。また、ハラスメントは働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為です。懲戒処分の基準では、強制わいせつ行為を行った教職員は「免職」又は

「停職」であり、特に児童生徒に対するわいせつ行為等は「免職」となります。

性非行については、昨年度、県立高等学校等で 6 件あり、依然として性非行事案が根絶できない危機的な状況が続いています。

引き続き、職場内におけるハラスメントについても、セクシャル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の防止に向けた対応が必要です。再度、以下の点を十分に確認し、今後新たな非行等が発生しないよう取り組んでもらいたいと思います。

＜発生防止への留意点＞

- (1) 性非行は、教育に対する信頼を失わせ、児童生徒の人格形成にも多大な悪影響を与える行為であり、絶対に許されるものではないことを強く自覚する。
- (2) ハラスメント等の防止について、所属長をはじめとする教職員一人一人が問題意識をもち、ハラスメントの防止に努める。
- (3) 令和 2 年 7 月に県教育委員会が改正した「ハラスメントの防止及び対応について」を活用し、ハラスメントの防止や問題が生じた場合の対応について確認する。特に、セクシュアル・ハラスメントに関する理解を深め、防止に向けて意識を高める。

おわりに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域との信頼関係のもとに成り立っています。その信頼は、教職員一人一人の不断の努力により築かれるものです。しかし、教職員の非違行為は今までの努力を一瞬にして無とし、培ってきた信頼を根底から失わせるものです。一度損なった信頼関係を回復するには、多大な労力と時間を要します。

私たち教職員は、児童生徒の模範となるべく、常に厳正な規律と高い倫理観が求められます。すべての非違行為を根絶するよう、今後も地道に努力を積み重ねていかなければなりません。管理職においては、教職員一人一人が、改めて教育公務員としての自覚をもち、自身を厳しく律し、行動できるよう、指導の徹底をお願いいたします。

高等学校における通級による指導について

高等学校教育課

はじめに

平成 5 年度に小・中学校で通級による指導（以下、通級指導）が制度化されてから、通級指導を受ける児童生徒数は年々増加し、令和 5 年度には、全国で通級指導を受けている児童生徒数が、初めて 20 万人を超えました（文部科学省「通級による指導実施状況調査」）。

高等学校では、平成 30 年度に通級指導が制度化され、各都道府県で高等学校における通級指導の取組が進められています。

県教育委員会の取組

新潟県教育委員会では、「第 2 期教育振興基本計画」（令和 8 年 3 月策定）において、「誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備」を基本方針として掲げています。

その実現のため、教員研修を実施し、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応力向上を図るなどして、インクルーシブ教育システムの推進に取り組んでいます。

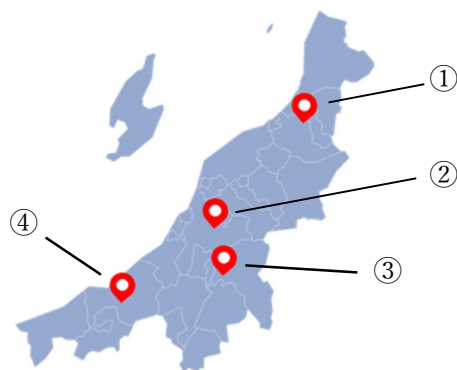
本県の県立高等学校における通級指導は、平成 30 年に長岡明德高等学校で開始しました。現在では 4 校において実施しており、各学校で、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っています。また、通級指導を実施する高等学校の拡充も検討しています。

県立高等学校の取組

県立高等学校 4 校の通級指導においては、専任教諭を中心としたティームティーチングによる指導を行っています。対象となるのは、学習や生活の中で困難を抱え、専門的な支援を必要とする生徒や、自立に向けて自分の力を高めたいという意欲のある生徒です。

指導内容は、生徒が抱える課題に応じて組み

【通級指導を実施している県立高等学校】



- ① 県立荒川高等学校
- ② 県立長岡明德高等学校
- ③ 県立堀之内高等学校
- ④ 県立高田南城高等学校

（※新潟市立明鏡高等学校でも実施しています。）

立てられており、以下のような活動を行っています。

- ・様々なグループワークを通じて、自分の気持ちを適切に表現する方法を考え、実際に試す活動
- ・外部機関から依頼された作業に取り組みながら、他者との連携の取り方や、報告・相談などのコミュニケーション力を養う活動

こうした活動を通じて、生徒は、自分に合った学習方法や進路などを自ら選び決める「自己選択・自己決定」の力を育むとともに、卒業後の自立や社会参加に向けて必要な力を高めています。

おわりに

高校段階での通級指導のニーズは今後さらに高まることが見込まれます。本県でも、生徒一人一人の学びと自立を確かなものにするため、通級指導の体制の整備に取り組んでいきます。

【お問い合わせ】
高等学校教育課 特別支援教育推進担当
電話 025-280-5044（直通）

教員×社会教育士 地域とつながる力をつける

生涯学習推進課

はじめに

社会教育士は、学校と地域をつなぎ、子どもたちの豊かな学びを支える専門人材です。地域の人材や資源を生かした学習活動やコミュニティ・スクール、地域学校協働活動など円滑に進めるための知識と実践力を身に付けることができます。

また、保護者や関係機関との対話や協働を促進し、学校だけでは解決が難しい課題にも多様な視点で対応できる力を養います。教員としての実践の幅を広げ、子どもたちの学びと地域の活性化を結び付ける社会教育士は、これからの時代に求められる学びのコーディネーターなのです。

社会教育士になると

1 校長・教頭・主幹教諭・教務主任等

地域にあるヒト・モノ・コトの資源を見極め、柔軟で持続可能な教育課程の編成を実現したり、学校運営協議会ではプレゼンテーション能力を活かした主体的な熟議の場を企画したりすることができます。

2 教諭・講師等

社会教育士のネットワークや視点を使うことで地域資源をフル活用した授業を展開したり、「本物」に触れる機会を創出したりすることができます。

3 主事・主任・主査等

人づくり・地域づくり推進に向けた学校と地域をつなぐコーディネート機能としてファシリテーション能力や企画立案力を高めることができます。

4 学校地域コーディネーター等

地域住民が学校に関わることで相互理解を深め支え合うことができる関係構築の調整をするコーディネーション力を身に付けること

ができます。

社会教育士の資格取得

社会教育士の資格を取得するには、社会教育主事講習を受講する必要があります。

1 受講要件 ※以下のいずれかに該当

- ・大学、短大等を卒業
- ・教員免許を取得
- ・社会教育関係の職に2年以上従事
- ・学校に4年以上勤務



2 講習科目 ※すべて2単位

①生涯学習概論	②生涯学習支援論
③社会教育経営論	④社会教育演習

3 新潟県内今後の社会教育主事講習

会場：新潟県立生涯学習推進センター

科目	期間
①生涯学習概論	1月12日～1月22日
②社会教育支援論	1月23日～2月2日
③生涯学習支援論	2月3日～2月9日
④社会教育演習	2月10日～2月17日

4 その他

令和2年以前の社会教育主事講習受講者は上記の②③を受講すれば社会教育士の称号が取得できます。

おわりに

子どもの主体的・対話的で、深い学びの場や、社会に開かれた学校づくりを推進していくために社会教育士で学んだスキルが役に立ちます。また、皆様のまちや暮らしにある様々な課題解決に向けて地域の皆さんを支える役割もあります。学校に限らず、自分の地域で活躍したい、貢献したいと思う方はぜひ受講してみてください。

[お問い合わせ]
生涯学習推進課社会教育支援係
電話 025-280-5140

テクノスクールが令和 9 年度にアップデートします

産業労働部雇用能力開発課

はじめに

新潟県立テクノスクールは、働くために必要な知識・技能を学べる職業能力開発校で、県内 4 か所（新潟市、上越市、三条市、魚沼市）にあります。

未来をつくる新たな訓練コース

令和 9 年度からは、訓練科を改編し、デジタル分野のカリキュラムを拡充しますので、企業から求められる最新の技術を学ぶことができます。

○スマート F A 技術科 **New** : 新潟、上越

○電気工事科 **New** : 新潟

○自動車整備科 : 新潟、上越

○ものづくり総合科 **New** : 三条

○建築デザイン施工科 **New** : 魚沼



詳細については、パンフレットを御確認ください。

テクノスクールで学ぶ 3 つの魅力

1 高い就職率

少人数制できめ細かな就職指導を実施しており、令和 6 年度及び 7 年度修了生（学卒者）の就職率は 100% を達成しています。

企業からも、即戦力として高い評価を得ています。

表 学卒者の就職率

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
就職率	95.3%	98.0%	99.0%	100%	100%
正社員率	97.6%	100%	99.0%	98.6%	98.2%

2 県立ならではの安心な学費

授業料等は、県立高等学校と同額で、学び続けやすく、多子世帯等には減免制度もあります。

受験料	2,200 円
入校料	5,650 円
授業料	9,900 円/月

【テクノスクールの学費】

3 実技重視の現場に即したカリキュラム

授業の 70% は実技で、学科で学んだことをすぐに

実習で経験することができます。また、就職に有利になる様々な資格が取得できます。



【スマート F A 技術科の実習】



【自動車整備科の実習】

技能競技全国大会で訓練生活躍中！

令和 7 年に開催した第 20 回若年者ものづくり競技大会において、テクノスクールの訓練生 4 名が新潟県代表として出場しました。全国の出場者と競い合い、訓練の成果を発揮した結果、2 名が銅賞を獲得するという素晴らしい成績を収めました。



【大会の様子】

バス送迎付き体験会を実施しています

ものづくり分野への関心を高め、テクノスクールを身近に感じていただくため、高校生を対象としたバスの送迎付き体験会を行っています。（テクノスクールが送迎バスを手配します。）

地域産業を支える技術を学べるテクノスクールについて知る機会として、「総合的な探求の時間」等でぜひ御活用ください。

おわりに

テクノスクールでは、オープンキャンパスや訓練説明会を開催しています。詳しくはテクノスクールホームページを御覧ください。



【お問い合わせ】
雇用能力開発課指導係
電話 025-280-5262

「県議会こども教室」「体験！小・中学生議会」「県議会 出前授業」のご案内

議会事務局議事調査課

はじめに

県議会では、児童・生徒の皆さんが県議会や県政への関心・理解を深められるよう、学校教育で活用いただける 3 つの取組を実施しています。

本号では、これらの取組について紹介します。

県議会こども教室（議場見学）

（対象：小学校高学年～中学生）

普段は入れない議場を見学しながら、県議会の役割や仕組みを学びます。

【内容】議会の仕組み等の紹介、議場の見学

【所要時間】約 20 分

体験！小・中学生議会

（対象：小学校高学年～中学生）

児童・生徒が議員や議長になりきり、議場で議事進行や意見発表を体験します。議事やシナリオ例も用意しています。

【内容】議事進行体験・意見発表、議会の仕組み等の紹介

【所要時間】約 50 分



体験！小・中学生議会の様子

県議会出前授業

（対象：小学校 4 年生以上、中学生、高校生）

議会事務局職員が学校を訪問し、県議会の役割

や仕組みを分かりやすく説明します。

【内容】県議会の仕組み等の紹介、模擬的な議場見学など（オンラインでの実施も可）

【所要時間】約 30 分



県議会出前授業の様子

実施時期・申込について

1 実施時期

月曜日から金曜日（祝日や年末年始の閉庁日を除く。）

※県議会開会中を除く。

※「県議会こども教室」及び「体験！小・中学生議会」については県議会開会前後 3 日間も実施できません。

2 申込

＜各取組の詳細・申込はこちらから＞

県議会こども 教室（議場見学）	体験！ 小・中学生議会	県議会出前授業
		

おわりに

県議会の役割や民主主義の仕組みを学ぶことは、児童・生徒の皆さんが地域や社会への関心を深めるきっかけとなります。社会科見学などにおける教材の一つとして、ぜひ御活用ください。

【お問い合わせ】
議会事務局議事調査課 広報係
電話 025-280-5527

外国につながる子どもへの支援に関して お困りごとはありませんか？

知事政策局 国際課/公益財団法人 新潟県国際交流協会

はじめに

いま学校には、外国籍の児童生徒や、国籍や見た目では分からない「外国につながる子ども」が増えています。新潟県でも多言語・多文化化が進み、259人の児童生徒が日本語指導を必要としていると報告されています。（令和7年度文部科学省）

新潟県は「外国人散在地域」であるため、1校に1人、あるいは1人もいない学校も多い一方で、急な転入があることも珍しくありません。こうした状況で、学校関係者や支援者の方々は「どのように受入れ、支援したらよいのか」と悩む場面もあるのではないのでしょうか。

だからこそ、誰もが一人で抱え込まずにすむよう、学校と地域が協力し、子どもたちが安心して学び合える環境を整えていくことが大切です。

受け入れる

外国につながる子どもを受け入れる際、不安を感じることもあるかもしれませんが、学校にとっても貴重な学びの機会になります。

異なる文化や価値観に触れることで、子どもたちの視野が広がり、互いを理解し尊重する姿勢が育まれます。また、教職員同士の連携や、誰にとっても分かりやすい授業づくりにもつながります。

寄り添う

外国につながる子どもは、新しい環境の中で大きな不安を抱えていることがあります。そのため、まず大切なのは、「安心して過ごせる」と感じられる環境づくりです。

担任や日本語指導担当だけでなく、学校や地域全体で見守り、声をかけ、小さな成長を認めていくことが安心感につながります。

また、外国につながる子どもを持つ保護者も慣れない環境に不安を抱えています。日常の便利の工夫など、コミュニケーションをとりながら寄り添っていくことも大切です。

言葉の力を把握して支援する

外国につながる子どもの日本語習得の過程は、大人の外国語習得とは異なります。来日年齢や育った言語・文化環境も影響します。日常で使う「生活言語能力」は2年ほどで身につきますが、授業理解や読み書きに必要な「学習言語能力」の習得には5～10年かかるとされています。会話ができるから大丈夫と判断せず、学習場面での理解や困り感を丁寧に把握して支援することが重要です。

母語・母文化を大切にする

外国につながる子どもは、それぞれの母語や文化的背景を持っています。特に母語は、思考や感情、アイデンティティの土台となる大切なものです。日本語の習得だけでなく、子どもが自分のルーツに誇りを持てるよう、母語や母文化を尊重した関わりを持つことも重要です。

困った時はご相談ください

外国人相談センターでは、外国につながる子どもに関する教育相談を行っています。子ども本人や保護者だけでなく、学校関係者や支援者の方々にも、専門の相談員が対応します。相談は無料です。

【相談日】毎週火曜日 午後1時～午後5時

【相談方法】面談・電話・オンライン

【対応言語】日本語・中国語・英語・タイ語・ベトナム語・ロシア語

【電話番号】025-241-1881

おわりに

外国につながる子どもたちが安心して学べるよう、学校・地域全体で理解し、支えていくことが大切です。困った時や不安な時は、外国人相談センターへお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

公益財団法人新潟県国際交流協会
電話 025-290-5650



外国人相談
センター

留学生交流推進員事業の活用について

公益財団法人 新潟県国際交流協会

はじめに

公益財団法人新潟県国際交流協会では、国際交流活動等に意欲がある県内の外国人留学生を「留学生交流推進員（以下、「推進員」と言う。）」として登録し、国際交流・国際協力・多文化共生事業を実施する県内の民間団体、市町村、学校に対し、推進員の紹介を行っています。

令和 8 年度は、中国、ベトナム、韓国、インドネシア、スリランカ、パキスタン、ネパール、ミャンマー、モンゴル、マレーシア、メキシコ出身の 35 名が登録しました。日本語でのコミュニケーションはもちろん、さまざまな能力や特技を持った個性豊かな推進員が、県内の国際交流の活発化や多文化共生社会の推進に向けたお手伝いをしています。



令和 8 年度推進員

小・中・高校での活動内容の一例

総合的な学習の時間などにおいて、推進員が出身国の文化や習慣、観光名所などについて紹介することができます。これまでも、推進員の話しを聞くだけでなく、参加した児童・生徒が推進員に向けて日本について紹介するなど、互いの文化を知り、理解を深め合う活動も行われています。

また、地理探究の授業の一環として、特定の国や地域への理解を深める活動において、推進員が出身国を紹介し、生徒と質疑応答を行うといった実践もありました。

参加者からは、「子どもたちは楽しく交流することができた。」「それぞれの国の話を興味を持って聞くことができ、他国の文化への理解を深めること

ができた。」「どのクラスの生徒も新しい気づきを得ることができ、刺激的な時間となった。」などの声が寄せられています。

なお、推進員とは日本語でのコミュニケーションが可能です。英語力の向上を目的とした活動でのご利用はご遠慮ください。



推進員による自国の紹介の活動

依頼から派遣までの流れ

1 学校が事業実施 3 週間前までに「留学生交流推進員 紹介依頼書」を協会へ提出する



2 協会担当者が日時、活動場所などを確認し、活動可能な推進員を募集する



3 協会担当者から学校へ派遣が決定した推進員を紹介する



4 学校は推進員と直接打ち合わせをしながら、当日の詳細などを相談する

おわりに

活動にかかる費用は無料です。詳しい活用要領、留意事項については、当協会のホームページをご覧ください。学校の皆様からの応募をお待ちしております。



<https://www.niigata-ia.or.jp/>

ホームページ

【お問い合わせ】
公益財団法人新潟県国際交流協会
電話 025-290-5650

インフォメーション

●県立自然科学館（新潟市）

「宇宙の日」記念行事 全国小・中学生作文絵画コンテスト 絵画作品募集！



今年の作品テーマ「宇宙宅配便～地球の想いを、宇宙の仲間へ届けよう～」にそった絵画作品を募集しています。

あなたなら、どんな荷物を、どんな宇宙船でとどけたいですか？あなたなら、どんな植物を宇宙で育ててみたいですか？月や火星でのくらしを思いうかべながら、未来の「宇宙菜園」と、地球と宇宙をつなぐあなたの「宇宙おとどけミッション」をえがいてみましょう。

主催：国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、公益財団法人日本宇宙少年団

- 対 象 小・中学生
- サ イ ズ A2 (420×594mm) サイズ以下
- 応募方法 科学館へ郵送または持ち込み
- 応募期限 9月12日(土)必着

詳しくは、科学館の[作品募集お知らせページ](#)をご覧ください。

- 休 館 日 火曜日 ※8月は休まず開館
- 開館時間 午前9時30分～午後5時
※8月31日(月)以降の平日は
～午後4時30分

県立自然科学館
所在地 新潟市中央区女池南 3-1-1
TEL: 025-283-3331
URL: <https://sciencemuseum.jp/>

●県立万代島美術館（新潟市）

鹿島茂コレクション 花開くパリ・モダン



『モード・エ・マニエール・ドージュルデュイ』1913 年号
©鹿島直 (NOEMA Inc.)

フランス文学者、鹿島茂氏が 40 年以上にわたり収集を続ける膨大な西洋古書コレクションを新潟で初めて公開する展覧会です。2つの大戦を含む急激な時代の変化を経験した 20 世紀前半のフランスで開花した新しい時代の感覚—「モダン」の様相を、鹿島茂コレクションならではの視点で紹介します。

- 会 期 7月11日(土)～9月6日(日)
- 休 館 日 8月17日(月)、24日(月)、31日(月)

- 開館時間 午前10時～午後6時
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観 覧 料 当日券／一般 1,500 円 (1,300 円)
大学・高校生 1,100 円 (900 円)

- ※中学生以下無料
- ※()内は有料 20 名以上の団体料金。
- ※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

【ギャラリートーク】

講師：鹿島茂氏（フランス文学者・本展出品者）
日時：8月22日(土) 14:00～
場所：展示室（申込不要／要観覧券）

【美術鑑賞講座】

演題：書物とコレクションの歴史
講師：松本奈穂子（当館主任学芸員）
日時：8月29日(土) 14:00～15:30（開場 13:30）
場所：万代島ビル6階 貸会議室
(申込不要／要観覧券)

●県立近代美術館（長岡市）



ジャック＝ルイ・ダヴィッドの工房《サン＝ベルナル峠を越えるボナパルト》1805 年 東京富士美術館蔵
©東京富士美術館イメージアーカイブ/DNPartcom

西洋絵画 400 年の旅 — 珠玉の東京富士美術館コレクション

国内外の幅広い時代の作品を収蔵する東京富士美術館。中でも西洋絵画コレクションは、ルネサンスから近現代美術までを網羅した、国内屈指の充実度を誇っています。同館のコレクションから厳選された 80 点あまりの油彩作品を通して、西洋絵画 400 年の歴史を旅します。

- 会 期 開催中 ～ 8 月 23 日（日）
- 観覧料 一般 1,600 円（1,400 円）
大学・高校生 1,000 円（800 円） 中学生以下無料

「コレクション展 2026 年度 第 2 期」

- ◇ 没後 90 年 土田麦僊と京都画壇の作家たち
- ◇ 親と子のワクワク美術館 からだでみる
- ◇ 近代美術館の名品

- 会 期 開催中 ～ 8 月 30 日（日）
- 観覧料 一般 430 円（340 円）
大学・高校生 200 円（160 円） 中学生以下無料

※（ ）内は有料 20 名以上の団体料金。
※大学・高校生は学生証をご提示ください。
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。
手帳をご提示ください。

○休 館 日 毎週月曜日（ただし、8 月 10 日（月）は開館）

○開館時間 午前 9 時～午後 5 時
（観覧券販売は午後 4 時 30 分まで）

「親子ふれあいデー」

○中学生以下の子を同伴する保護者のコレクション展観覧料が無料になります。（企画展は対象外）

※ 8 月の親子ふれあいデーは、8 月 8 日（土）です。

「親子ワクワクオリエンテーリング」

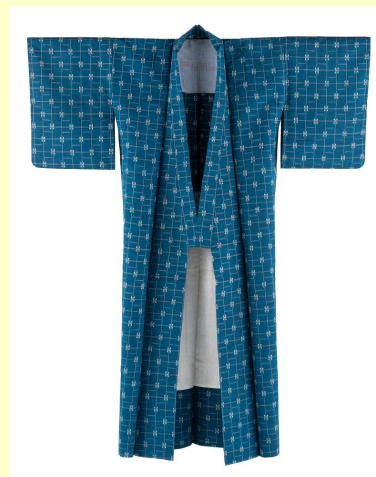
○コレクション展示室で、作品にまつわるワークシートを解きながら、親子で楽しく展覧会をめぐる。（コレクション展会期中随時開催）

県立近代美術館
所在地 長岡市千秋 3 丁目 278-14
TEL: 0258-28-4111
URL: <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

●県立歴史博物館（長岡市）

県立歴史博物館 夏季テーマ展示 「初公開 布 新収蔵品」

民俗資料は、聞き取り調査などを通して「資料」の価値を見出していきます。本展では「布」をキーワードに、近年寄贈された新収蔵品 200 点を展示します。布に関わる人々の営みを通して、地域の衣生活の特徴と歴史の変遷を読み解きます。



一之貝紬よそ行き着（紬）（長岡市一之貝・昭和）

- 会 期 7 月 11 日（土）～ 8 月 23 日（日）
- 開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時
（観覧券の販売は午後 4 時 30 分まで）
- 会 場 県立歴史博物館企画展示室
- 休 館 日 月曜日（月曜が祝休日の場合は翌平日、8/3（月）は開館）
- 観 覧 料 一般 520 円、高校・大学生 200 円、
中学生以下無料

※学校団体でご観覧の場合は、新潟県内の学校は無料です。事前にお申込みください。

県立歴史博物館
所在地 長岡市関原町 1 丁目 2247-2
TEL: 0258-47-6130
URL: <https://nbz.or.jp/>

※PDF ファイルで御覧の方は、下線部（Web ページアドレス）をクリックすると、直達 Web ページにジャンプしますので御活用ください。

※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。
「新潟県 教育月報」で検索してください。

発行所 新潟県教育庁総務課
所在地 〒950-8570
新潟市中央区新光町 4 番地 1
電 話 025-280-5587
F A X 025-256-8624
E-mail: ngt500010@pref.niigata.lg.jp
Web 版 URL :
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください
＜無断転載を禁ず＞